

連邦地裁判事に対する特許訴訟の専門的知見向上を図る
パイロットプログラム法案(HR34)が下院へ再上程される
～ 今議会、最初の知財関連法案 ～

2007年1月25日
JETRO NY 澤井、中山

イッサ下院議員(共、カリフォルニア)は4日、シフ下院議員(民、カリフォルニア)との連名で、先の109議会(05-06年)において下院を通過するも上院審議未了により廃案となっていた連邦地裁判事の専門的知見の強化を目的としたパイロットプログラム設置法案を再度下院へ上程した。同法案はHR34¹の法案番号が付され、同日付けで司法委員会へ付託されている。

HR34法案は、連邦地裁における特許訴訟判決のクオリティー向上を目的としたパイロットプログラムの実施を規定した、先の109議会上院可決法案(HR5418)²と同一の法案(次頁参照)。本法案は特許関連訴訟を担当する判事を指定し、当該判事の専門的知識の向上や技術的知見の向上に資するよう、所要の予算措置を講じるもの。HR5418法案は既報³の通り、109議会上院において、9月28日に下院を通過していたものの、上院での審議未了により廃案となっていた。110議会(07-08年)開会日に提出されたHR34法案は同議会上院へ上程された知的財産に関する最初の法案となっている。

なお、同パイロットプログラム法案については、米産業界を代表する米国知的財産権者協会(IPO)⁴も支持を表明している。⁵

¹ HR34法案: http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110_cong_bills&docid=f:h34ih.txt.pdf

² 今般のHR34法案同様、イッサ議員とシフ議員の連名により、109議会上院へ上程されていたもの。

HR5418法案: http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_bills&docid=f:h5418eh.txt.pdf

³ 2006年10月2日付け知財ニュース「連邦地裁判事に対する特許訴訟の専門的知見向上を図るパイロットプログラム法案(H.R.5418)が下院を通過」を参照

⁴ IPO: Intellectual Property Owners Association: 知的財産権者の利益のために、知的財産の保護を推進することを目的として1972年に設立された団体。会員は100の大規模・中堅企業と250の小規模企業、大学、個人発明家、弁護士等を含むIP関係者で構成されており、全会員数は約9000人。米国知的財産法律者協会(AIPLA)、日本知的財産協会(JIPA)、欧州産業連盟(UNICE)と共に、日米欧三極ユーザー団体を構成。

⁵ 06年7月11日付けでパイロットプログラム法案を支持するとして決議(IPO Board Resolution)を採択している。

○ パイロットプログラム法案(HR34)の概要

(裁判所の選定)

合衆国裁判所事務総局長(Director of Administrative Office of the United States Courts)は本法の施行後6ヶ月内に、少なくとも5つの連邦地裁を、3箇所以上の巡回地区(judicial circuits)⁶から選定する。選定にあたっては、特許関連裁判の提訴数が多い上位15ヶ所の裁判地区から選定する(但し、例外として、10人以上の裁判官が在籍する裁判所で3名以上の裁判官の指定(次項参照)がある場合も可とする)。

(裁判官の指定)

当該パイロットプログラムの対象となった連邦地裁の首席裁判官(chief judge)は、特許関連事件(cases involving patent and plant variety protection issues)の審理を扱う裁判官を希望者の中から指定する。特許関連事件は、当該指定の有無に関わらず無作為に割り当てられるが、指定裁判官でない者に割り当てられた場合には、担当となることを辞退でき、辞退された事件は他の指定裁判官へ再指定される。

(研修・実習のための予算措置)

指定裁判官の専門的知見の向上や、技術的知見を有するロークラークの報酬(compensation)に充てる経費として、毎年度少なくとも500万ドルの歳出権限を付与する。

(パイロットプログラム実施期間)

本プログラムは対象となる連邦地裁を選定後(本法施行後6ヶ月以内)、10年間で終了する。

(議会への報告)

米国裁判所事務局長は両院の司法委員会へ、パイロットプログラムの実施状況を定期的に報告する。報告書には次の分析を盛り込むこと。

- ① 裁判官の専門的知識向上に対する本プログラムの寄与度
- ② 専門知識の向上による裁判効率の改善の程度
- ③ 指定裁判所と指定外裁判所とのCAFCでの破棄率及び審理期間の比較
- ④ 訴訟当事者が特定の裁判所を選定することを示す証拠の考察
- ⑤ 当該プログラムの他の裁判所への拡大や恒久的適用の是非

(了)

⁶ 米国を11の巡回区に分割。これに特別地区のワシントンDCとCAFCとを加えて、米国内には13の巡回区がある。連邦地裁数は全米で91。